

[教室型]平成25年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
利用申請について (「塾代助成カード」の利用を希望される方)	-	「塾代助成カード」の利用希望者は、どこに申請をするのですか。	運営事務局宛に郵送にて申請いただいております。
利用申請について (「塾代助成カード」の利用を希望される方)	-	「塾代助成カード」の交付は、家庭に1枚ですか。	中学生1人に1枚です。兄弟姉妹がいる場合は、複数人分申請ができます。 「塾代助成カード」は、利用生徒本人のみが利用できます。兄弟姉妹で利用したい場合は、それぞれ「塾代助成カード」の申請が必要となります。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	「塾代助成カード」は、学習塾が業者から購入し、利用者へ提供している学内テストの費用には利用できますか。	対象となります。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	ユニフォームや水着は、「塾代助成カード」での支払い対象になりますか。	利用する参画事業者で購入するのであれば、対象になります。スポーツ用品等で購入の場合は対象外です。その他、教材・道具等についても、参画事業者が提供する学校外教育サービスを受けるために必要不可欠なものに限り対象となります。 判断に迷われた場合は、運営事務局へご相談ください。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.05	7月・8月分、12・1月分は、それぞれ2ヶ月間で2万円利用できるとありますが、どのような場合に2万円まで利用できるのですか。	例えば、12月20日から1月10日までの冬期講習などのサービスに利用することができます。 12月に利用しなかった場合、1月の月謝として2万円まで利用することもできます。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.05	「塾代助成カード」は、利用対象月に使い切らなければならないのですか。使用しなかった金額は、翌月に繰り越すことはできますか。	必ずしも使い切る必要はありませんが、利用しなかった分を翌月以降に繰り越すことはできません。ただし7月・8月及び12月・1月は2ヶ月分を合算して利用することができます。 (例えば、7月分の月謝として5,000円しか利用しなかった場合、8月は15,000円まで利用することができます。 また、7月に利用しなかった場合は、8月は20,000円まで利用することができます。)
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.02	利用者から「塾代助成カード」を紛失したと連絡があった場合はどうしたらよいですか。	利用者へ運営事務局へ連絡するよう案内してください。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	-	利用者の「塾代助成カード」には、どのように1万円が設定されるのですか。	運営事務局にて、利用者の「塾代助成カード」に利用額の設定をシステム上で行います。 利用者や参画事業者は、特に手続きを行う必要はありません。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.02	利用者が資格を喪失した場合、「塾代助成カード」はいつから使えなくなりますか。	利用資格を失効した翌日より「塾代助成カード」の利用が停止されます。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.05	サービス提供月の翌月16日以降に利用者が「塾代助成カード」を持ってきた場合、利用はできないのですか。	ご利用いただけません。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.05	塾代助成カードの利用期間のうち、「4月分は利用期間が4月1日から」となっていますが、3月サービス提供分の「塾代助成カード」の利用期間はいつまでですか。	3月サービス提供分の「塾代助成カード」の利用期間は、通常月通り2月16日から4月15日までです。

[教室型]平成25年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.5	1月から取扱いを開始する参画事業者は、1月のサービスとして上限2万円まで利用できますか。	1月のサービスにはご利用いただけます。 12月のサービスや、12～1月にまたがるサービスには利用できませんのでご注意ください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.11、P.31	「塾代助成カード」及び「利用者パスワード」は、預かった日のうちに利用者へ返却しないとイケないのですか。	原則として、預かった日に返却してください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.18、P.34	前払いで「塾代助成カード」を利用した後、利用者が退会された場合、返金手続きはどのようにすればいいですか。	一旦、利用の取消しを行ってください。キャンセル分を減額して徴収する場合は、再度利用明細を入力し直してください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	利用者が複数の教室で「塾代助成カード」を利用する場合、利用者が各教室で毎月利用する金額を固定してもらうことはできますか。	利用者が利用する「塾代助成カード」の金額を、固定していただくことはできません。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	すでに1月分の授業料を受け取っている生徒が「塾代助成カード」の利用を希望した場合は、1万円を返金すればよいですか。	1万円を返金してください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	複数教室を登録しており、その教室が近くにある場合は、A教室の生徒をB教室に誘導して「塾代助成カード」の手続きをしてよいのですか。	結構です。ただしA教室の生徒はA教室のアカウント、B教室の生徒はB教室のアカウントでそれぞれ受付を行ってください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	Macではパソコンを利用して「塾代助成カード」の取扱いはできないのですか。	MacではICカードリーダーが動作しません。 また、MacにWindowsが使えるソフトをインストールした場合の動作確認等は行っておりません。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	対応しているブラウザは「Internet Explorer」のみですか。	ブラウザは「Internet Explorer8.0」以上を推奨しております。 その他のブラウザについては動作確認を行っておりません。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	パソコンを利用して「塾代助成カード」の取扱いをする場合は、インターネット環境が必要ですか。	専用ホームページを利用いただくため、インターネット環境が必要です。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	複数教室を登録している場合、各教室にインターネット環境が必要ですか。	教室ごとに、パソコンを利用して「塾代助成カード」の取扱いをするかどうかの選択をしていただきます。すべての教室でパソコンを利用する場合は、すべての教室にインターネット環境が必要となります。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.07	パソコンを使って「塾代助成カード」の取扱いをする場合、カード残高はどちらで確認できますか。	参画事業者用ページにログイン後、「利用者確認・利用明細入力」をクリックし、「塾代助成カード」をカードリーダーにかざすと「利用者情報」画面が表示されます。 この画面に、月ごとのカード残高が表示されます。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.07	「利用者情報」画面に表示されるカード残高は、いつ時点のものですか。	「塾代助成カード」をかざした時点の残高が表示されます。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.08	「利用明細入力」画面で、7～8月にわたるサービスにかかる費用の場合、何を選択すればよいですか。	「8月中または7月～8月にサービスを提供」を選択してください。

[教室型]平成25年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.08	「利用明細入力」画面の「サービス内容内訳」には、「塾代助成カード」の利用額内(1万円まで)の内訳を入力するのですか。	提供したサービスに関するすべての費用を入力してください。 (「塾代助成カード」が利用できない費用は除く)
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.08	例えば、キャンペーンで10,000円の授業料を2,000円割引する場合、割引分は利用者に返金すればよいですか。	利用者への返金はできません。 「利用明細入力」画面で、「A.サービス内容内訳」の授業料に10,000円、「B.割引等」に2,000円、「カード利用額」に8,000円と入力してください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.08	「利用明細入力」画面で入力する「サービス内容内訳」の金額は、税込金額ですか。	税込金額を入力してください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.08	「利用明細入力」画面で、「カード利用額」にカード残高を超える金額を入れるとどうなりますか。	エラー画面が表示されます。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.08	「利用明細入力」画面の「受験料・その他」の下の空欄は、事業者が入力するのですか。	「受験料・その他」に該当する費用があった場合のみ、参画事業者にて内容をご記入ください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.08	同日に2ヶ月分の利用明細を入力することはできますか。	できます。 「利用明細入力」画面にて、サービス提供月ごとに明細入力を行ってください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.30	代行依頼書は書式をコピーして使用するのですか。	はい、説明会でお配りしたものをコピーしてお使いください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.30	代行依頼書の内容は前回記入したものをコピーして使ってもよいですか。	セキュリティの関係上、コピーの使用はお控えください。 お手数ですが、代行依頼書は毎回記入してください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.31	代行依頼書は、運営事務局の営業時間外でもFAX送信することはできますか。	送信することは可能ですが、その場合は翌日の12時(正午)以降に、運営事務局へ電話連絡を行ってください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	請求方法について、パソコンを利用する取り扱いからパソコンを利用しない取り扱いへの変更(またはその逆)はできますか。	可能です。変更したい場合は、運営事務局までお問い合わせください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	複数教室を登録している場合、教室ごとに請求方法(パソコンの利用あり/なし)が異なってもよいですか。	結構です。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	パソコンを使わない事業者の場合、カード残高はどのように確認するのですか。	利用者から運営事務局にお問い合わせいただくようご案内ください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	パソコンを使わないで「塾代助成カード」の取扱いをする事業者で、カード残高が不足していた場合、残高相違についてはいつわかりますか。	受付処理依頼をしていただいてから約7営業日以内にご連絡いたします。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	利用者は自宅でカード残高を確認することができますか。	できません。パソコンを利用している参画事業者の教室に持ってきていただくか、運営事務局にお電話でお問い合わせいただければ、カード残高が確認できます。

[教室型]平成25年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.04	利用者から、手数料を徴求してもよいですか。	手数料の徴求はできません。 「塾代助成カード」を利用する生徒と利用しない生徒で、料金に差異があつてはなりません。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.15	通っている利用者に対し、本事業に登録したことは告知してもよいですか。	告知していただいて構いません。
その他	①共通編 P.15	教室が提供するサービスを追加する場合、変更届が必要ですか。	変更届の提出をお願いいたします。
その他	①共通編 P.15	登録後の訪問調査は事前に通告されますか。	事前の通告は、行う場合と行わない場合があります。
その他	-	今後、交付対象者を小学生に拡充する予定はありますか。	大阪市にて検討中ですが、今のところ具体的な話はありません。
その他	-	「参画事業者用ページ」にログイン後、長時間操作しなかった場合、自動的にログアウトされますか。	30分後に自動的にログアウトされます。
その他	-	パソコンを利用しない事業者(A塾)で「塾代助成カード」を利用し、A塾がFAXを送る前に、別のパソコンを利用する事業者(B塾)で「塾代助成カード」を利用された場合、A塾の処理時にカード残高不足が発生します。 その場合、大阪市はカード利用額について保証してくれるのですか。	このような事態が発生しないよう、パソコンを利用しない事業者はFAXをできるだけ速やかに送ってください。同じ月の中でFAX送信が複数回にわたっても構いません。 また、万が一このような事態が発生してしまった場合は、現金で請求していただく等、事業者・利用者間で解決を図ってください。